

建築設備に関して必要な実務経験^{※1}年数(卒業された学歴等より)及び申込に必要な書類早見表

受講資格は、平成28年国土交通省告示第700号第2による。

申込み区分	卒業後の実務経験年数	必要書類	書類入手先・入手方法	申込み区分	
I	①	学校教育法	大学、専門職大学	4年制	I
		職業能力開発促進法	職業能力開発総合大学校等	長期課程、総合課程、応用課程	
	②	学校教育法	短期大学、専門職短期大学、専門職大学(3年の前期課程)	3年制(夜間大学を除く)	
		職業能力開発促進法	職業能力開発総合大学校等	特定専門課程、専門課程	
	③	学校教育法	短期大学、専門職短期大学、専門職大学(2年の前期課程)	2年制	
			高等専門学校	5年制	
		専修学校	専門課程2年以上		
	④	職業能力開発促進法	職業能力開発総合大学校等	特定専門課程、専門課程	
		学校教育法	高等学校	3年制(通信制・夜間含む)	
	⑤	職業能力開発促進法	専修学校	③の専修学校以外で専門課程	
職業能力開発促進法		職業能力開発促進センター等	普通課程 ^{※2}		
⑥	実務経験のみ		建築設備に関して11年以上の実務経験	⑤	
⑦	特定行政庁の職員		建築設備の行政(確認申請 業務等)に関して2年以上の実務経験	⑥	
⑧	建築設備士の資格を有する		①～⑦までの実務経験と同じ	⑦	
⑨	①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する(例:外国の大学等で同等の学科を履修し、実務経験を有する者) ^{※3}		①～⑦までの実務経験と同じ	⑧	
⑩	一級建築士、二級建築士の資格を有する ^{※5}		①～⑦までの実務経験と同じ	⑨	
II	建築設備士の資格を有する	講習科目の一部免除を希望する場合	科目の免除(3科目のみ受講)	II	
III	昨年度の不合格者	昨年度に全科目を受講し、不合格。(修了考査のみ受けた方は除く)	修了考査のみ受講 ^{※6}	III	
IV	一級建築士、二級建築士の資格を有する	聴講(講義)のみを希望する場合	聴講 ^{※7} (修了考査を除く講義のみ受講)	IV	

又は、卒業された学科が、(表2)で同等と認められる(表1)に該当し、課程と確認できた場合

《表1. 正規の建築学、機械工学、電気工学としてそのまま適応する学科名》				
建築・設備系	建築工学科	建築学科	建築科	建築デザイン工学科
	建築設備学科	建築設備科	設備工業科	設備システム科
	建築設備工学科	衛生工学科		
機械系	機械工学科	機械学科	機械科	機械システム工学科
	機械情報技術学科	機械電気工学科	生産機械工学科	精密機械工学科
	動力機械工学科	機械情報工学科	応用機械工学科	
電気系	電気工学科	電気学科	電気科	電気技術科
	電気電子工学科	電気電子システム工学科	電気電子情報工学科	電子工学科
	電子科	電子情報工学科	電子情報電気工学科	電子・情報工学科
	電気通信工学科	電気通信学科	電気通信科	通信工学科
	電子機械工学科	電気工作科	電子学科	電子通信工学科
	情報通信工学科	情報電子工学科		

《表2. 上記に該当しない学科で、同等の課程と確認ができた学科》^{※4}

上記(表1)以外の学科の場合、「単位修得証明書」又は「成績証明書」(卒業された学校から取得)の提出により、正規の「建築学」、「機械工学」、「電気工学」と同等と認める課程であることが確認できた場合。

※1 この講習の実務経験とは、「**建築基準法に基づく建築設備に関する実務**」をいいます。また、建築設備に関する業務であっても、点検・検査等の立会いのみ行う方、庶務、会計、労務、営業等建築設備に関する知識及び技能を必要としない方、業務全体の関連が少ない方、又はアルバイト・パートタイム就労者(雇用保険の被保険者等を除く)は実務経験に含まれません。

※2 区分I④ 職業能力開発促進センター等の課程は、「**普通課程**」のみです。「短期課程」を卒業の場合は、区分I⑤となり、実務経験年数は11年以上必要となります。

※3 外国の学校等で同等の学科を履修し卒業された場合、「卒業証書」又は「卒業証明書」の写し等に**和訳を付けて提出**してください。

※4 卒業された学科が、正規の「建築学」、「機械工学」、「電気工学」と同等か不明の場合は、事前に卒業された学校より「単位修得証明書」又は「成績証明書」を取得して、メール等でお問い合わせください。

※5 区分I⑩の場合、修了考査の結果にかかわらず、「聴講証書」は発行しません。

※6 修了考査のみの受講ができます。全科目の受講を希望する場合は、区分I①～⑨での申込となります。その場合、申込書類等はすべて必要となります。

※7 聴講は修了考査を受けることができません。講習終了後「聴講証書」を発行いたしますが、**聴講番号では定期検査はできません。**一級建築士・二級建築士の資格を有する方で、修了証明書及び建築設備検査員資格者証が必要な方は、区分I⑩での申込みとなります。